

栗林公園掬月亭・日暮亭管理者募集要項

1 管理者の募集

文化財庭園である特別名勝栗林公園の中核施設の一つである掬月亭・日暮亭(以下「掬月亭等」という。)について、施設の適正かつ効果的・効率的な管理運営によるサービスの向上等を図ることを目的として、掬月亭等の管理を行う者(以下「管理者」という。)を募集します。

募集に参加する者は、この募集要項及び仕様書をよく読み、内容をご承知の上、お申し込みください。

2 管理者を募集する施設

(1) 名 称 栗林公園 掬月亭・日暮亭

(2) 所 在 地 香川県高松市栗林町一丁目 20 番 16 号 栗林公園内

(3) 施設の概要

①掬月亭(資料1参照)

建設時期	江戸時代
管理許可予定面積	454.80 m ²
建物の構造	木造柿葺き 平屋建
施設概要	茶室1室、掬月の間4室、初筵観6室、初筵観北棟4室 管理棟(便所1(簡易水洗)含む)
電気	低圧受電
水道	掬月亭、日暮亭、掬月亭南トイレ、日暮亭南トイレで1量水計
プロパンガス	20kg 入り1本設置

②日暮亭(資料2参照)

竣工年月日	明治 31 年 1 月 31 日
管理許可予定面積	93.81 m ²
建物の構造	木造茅・瓦・金属板葺 平屋建
施設概要	茶室5室、管理室1室
電気	高圧受電
水道	掬月亭、日暮亭、掬月亭南トイレ、日暮亭南トイレで1量水計
プロパンガス	なし(電気コンロの使用は可能)

※①、②ともに、都市公園である栗林公園内の施設であるとともに、江戸時代及び明治時代に建築された歴史的に貴重な建築物ですので、施設の管理にあたっては諸条件を守っていただく必要があります。よくご確認のうえ、応募してください。

※香川県都市公園条例に規定された使用料のほか、負担金、光熱水費等が必要になります。

3 応募者について

複数の事業者による共同企業体での応募も認めます。その際、応募者は、共同企業体の代表者とします。この場合、共同企業体を構成する全ての企業が「4 応募資格」を満たす必要があります。

4 応募資格

法人その他の団体(以下「法人等」という。)とし、個人での申込みはできません。また、次の要件を満たす法人等であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (3) 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和 59 年香川県告示第 456 号）又は香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）により、指名停止の措置を受けていない者、又はこれらの要領に定める指名停止となる措置要件に該当していると認められる者でないこと。
- (4) 香川県の県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
- (5) 県内に本社又は事業所を有すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。
- (7) 現地説明会（下記 7（2）参照）に参加していること。

5 管理の条件等

(1) 管理期間

令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

管理者決定後、都市公園法第 5 条に基づく管理許可を行います。

なお、次のいずれかの事項が生じた場合は、管理期間を掬月亭と日暮亭に区分し、香川県（以下「県」という。）と管理者で協議の上、それぞれの管理期間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に限る）を定めます。

- ① 令和 6 年度実施の日暮亭屋根改修工事の進捗により、令和 7 年度に当該工期を繰り越す場合は、令和 7 年 3 月予定の契約時において管理期間を区分します。
- ② 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間で、掬月亭の保存修理工事を実施する場合は、その施工予定期間の確定時において管理期間を区分します。

(2) 施設の使用料等

施設の使用料及び施設の使用に係る負担金を、毎年度、前納で、香川県栗林公園観光事務所（以下「事務所」という。）が発行する納入通知書により納入してください。なお、改修工事等により管理期間を施設ごとに定める場合は、その期間に応じた額とします。

① 施設の使用料（年額、前納）

香川県都市公園条例第 11 条に規定する使用料を、毎年度、事務所の発行する納入通知書により、事務所に指定する期日までに納入してください。

※使用料は年間 1,981,890 円（ $549 \text{ m}^2 \times 3,610 \text{ 円/年} \cdot \text{m}^2$ ）です。

ただし、各年度において、管理期間が 1 年に満たない場合、条例に基づき算定した額とします。

また、香川県都市公園条例の改正により、使用料の額を変更することがあります。

【参考】掬月亭：年間 1,642,550 円（ $455 \text{ m}^2 \times 3,610 \text{ 円/年} \cdot \text{m}^2$ ）

日暮亭：年間 339,340 円（ $94 \text{ m}^2 \times 3,610 \text{ 円/年} \cdot \text{m}^2$ ）

② 施設の使用に係る負担金（年額、前納）

上記①の使用料とは別に、応募者が提案する 1 年当たりの負担金【最低提案応募価格=2,000,000 円

【消費税及び地方消費税の額を含む】を、事務所の発行する納入通知書により、事務所が指定する期日までに納入してください。なお、当該負担金の根拠となる提案負担金額（消費税及び地方消費税を含まない額）は、契約期間中に変更しないものとします。

また、各年度において、掬月亭と日暮亭の管理期間が異なる場合は、それぞれの管理期間に応じた負担金額（施設ごとの負担金額は、提案内容を踏まえ、管理者決定時にあらかじめ定めます。）に変更します。

※各年度において、管理期間が1年に満たない場合は日割りで算定した額とします。

③ 使用料等の返還

使用料及び負担金は、原則として返還しません。ただし、県が特別の事由があると認めたときはこの限りではありません。

(3) その他の必要経費

光熱水費（実費）、掬月亭内トイレの汲み取り手数料、掬月亭南トイレ水道代、日暮亭南トイレ水道代、軽微な修繕費用、消耗品に係る経費等は、管理者に負担していただきます。

(4) 用途の指定

掬月亭等を、都市公園法第5条に規定する便益施設として使用してください。なお、管理者が自ら管理しなければなりません。管理にあたっては、別添の仕様書に従ってください。

(5) その他管理条件・事業内容等

別添仕様書のとおりとします。

(6) 原状回復

管理期間が満了したとき、又は管理許可が取り消されたときは、ただちに原状に回復してください。ただし、原状に回復する必要がないと県が判断した場合は、この限りではありません。

6 スケジュール（予定）

① 公告	令和7年1月 8日（水）～1月20日（月）
② 応募意思表明書等受付締切り	1月21日（火）
③ 応募資格要件の確認結果通知	1月22日（水）
④ 現地説明会の開催	1月23日（木）
⑤ 質問の受付締切り	1月24日（金）
⑥ 質問に対する回答	1月28日（火）
⑦ 応募申込書（事業計画書）等の提出締切り	2月 7日（金）
⑧ 審査会（プレゼンテーション実施）	2月中旬（予定）（別途参加者に通知）
⑨ 選定結果通知	2月中旬（予定）
⑩ 契約締結	3月（予定）

7 応募の手続

(1) 応募方法

① 応募意思表明書等の提出

応募希望者は、応募意思表明書（様式1）及び応募資格要件確認書類並びに現地説明会申込書（様式2）を次のとおり提出してください。

ア 受付期間

令和7年1月8日（水）～令和7年1月21日（火）

なお、持参する場合は午前9時から午後5時までとします。また、最終日については、次に定めるいずれの方法でも午後5時までとします。

イ 提出方法

栗林公園観光事務所総務課に持参又は郵送（受付期間内必着）により提出してください。

郵送の場合は書留により、表に「栗林公園掬月亭・日暮亭管理者応募意思表明書等在中」と朱書きしてください。

ウ 提出書類と提出部数

提出書類は、やむを得ない場合を除き原則として日本産業規格A列4（以下「A4判」という。）としてください。

- a 応募意思表明書（様式1） 正本1部
- b 現地説明会申込書（様式2） 正本1部
- c 応募資格要件確認書類 正本1部

- ・香川県の県税に滞納がないことを証する納税証明書
- ・応募日の直前の事業年度の決算期に係る法人税に未納税額がないことを証する納税証明書
- ・消費税及び地方消費税に未納税額がないことを証する納税証明書

※いずれも原本を提出してください。

※県税については香川県県税事務所に、国税については税務署にお問い合わせください。

エ 応募資格確認

応募意思表明書を提出した者全員に対し、令和7年1月22日（水）までに応募資格の確認結果を通知します。応募資格要件に適合した者に限り、現地説明会に参加でき、応募申込書を提出することができます。

② 応募申込書等の提出

応募資格要件に適合した者は、応募申込書等を次のとおり提出してください。

ア 受付期間

令和7年1月22日（水）～令和7年2月7日（金）

なお、持参する場合は午前9時から午後5時までとします。また、最終日については、次に定めるいずれの方法でも午後5時までとします。

イ 提出方法

栗林公園観光事務所総務課に持参又は郵送（受付期間内必着）により提出してください。

なお、郵送の場合は、書留により、表に「栗林公園掬月亭・日暮亭管理者応募申込書等在中」と朱書きしてください。

ウ 提出書類及び提出部数

提出書類は、やむを得ない場合を除き原則としてA4判とし、次の順番でファイルに綴じて提出してください。

- a 応募申込書（様式3） 正本1部
- b 事業計画書（様式4） 正本1部 副本8部
- c 関係書類 正本1部 副本8部

- ・定款もしくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類
- ・法人の登記事項証明書
- ・法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かる書類
- ・役員名簿

- ・法令等の規定により、実施する事業に許認可を要する場合は、該当する許認可等の写し
- ・労働関係法令の遵守を確認できる書類（労働条件通知書様式、就業規則等の写し）
- ・個人住民税の特別徴収の実施状況を証する書類（特別徴収実施確認書）（正本については写し不可）
- ・決算書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）過去3年分
- ・同種又は類似施設の管理運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）

(f)同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等

(g)同種又は類似の施設の運営体制、運営業務の期間

③ その他

提出書類に不備がある場合には受け付けられません。

提出書類の作成に当たっては、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(2) 現地説明会

応募に参加する者は、必ず現地説明会に参加して、施設・設備を確認してください。

- ① 日時 令和7年1月23日（木）午前10時から（1時間程度）
- ② 場所 栗林公園観光事務所会議室（香川県高松市栗林町一丁目20番16号）
※募集要項等の説明をした後、掬月亭等に移動します。

③ 参加申込方法

上記(1)①のとおり、令和7年1月21日（火）までに現地説明会申込書（様式2）を香川県栗林公園観光事務所総務課まで提出してください。

④ その他

参加人数は、1法人等当たり3名までとします。

天候等の事情により、現地説明会を開催できない場合は、別途連絡します。

(3) 質問事項の受付及び回答

① 提出方法、受付期間

応募資格要件に適合する者は、質問事項があれば、質問書（様式5）を作成し、栗林公園観光事務所総務課まで持参、郵送、FAXのいずれかにより提出してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

受付期間は、令和7年1月8日（水）から令和7年1月24日（金）午後5時までとします。質問書を持参する場合は、午前9時から午後5時までの時間帯に提出してください。なお、最終日については、いずれの方法でも午後5時までとします。

② 回答

回答は、応募意思表明書を提出し、応募資格要件に適合した者全員に対して、令和7年1月28日（火）までに、文書により回答します。なお、質問者の企画提案そのものに関わる質問については、質問者へのみ回答します。

また、令和7年1月27日（月）までに応募の辞退を申し出た者には回答しません。

③ その他

募集要項等の内容に関する質問及びその回答については、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問への回答は行いません。

(4) 応募内容の変更

提出された応募申込書等については、明らかな誤りや軽微な修正を除き、その内容の変更は認められ

ません。

(5) 応募の取下げ

応募意思表明書の提出後、応募を取り下げる場合には、取下書（様式6）を令和7年2月14日（金）午後5時までに、栗林公園観光事務所総務課まで持参又は郵送により提出してください。

(6) 費用の負担

応募から引継ぎまでの間に必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

8 管理者の選定

(1) 選定方法

応募者から提出された事業計画書等により、審査（プレゼンテーション等）を実施し、管理者を選定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 選定審査対象からの除外等

次の要件のいずれかに該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ① 所定の応募資格・条件を満たさない場合
- ② 複数の事業計画書を提出した場合
- ③ 応募者やその関係者が、選定委員、関係職員と選定に関して不当な接触を行った場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

(3) 選定基準

選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションを行い、以下の得点基準及び選定基準により、総合点数方式により候補者を選定します。

プレゼンテーションは応募者毎に20分以内とし、質問10分と合わせて30分以内とします。（予定）一又は複数の法人等から申請があった場合でも、提案内容を総合的に判断して、候補者なしとする場合があります。

【審査会実施日及び場所（予定）】

令和7年2月中旬 栗林公園商工奨励館北館ホールを予定

※応募申込のあった者に別途通知する。

<得点基準>

評価基準	得点	配点ウェイト
特に優れている	5	選定するための点数については、選定基準の配点ウェイトにより算定する
優れている	4	
普通	3	
劣っている	2	
特に劣っている	1	

<掬月亭等管理者選定基準>

選定基準及び審査の観点	配点ウエイト (得点に乗じる係数)	満 点
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目のないこと。	(確保されない場合は、失格)	
(2) 適切な施設管理や事業が行われるものであること。 ①建物の利用方法は適切か。 ②事業内容は、施設の雰囲気に適合しているか。 ③提供される商品・サービスの種類や価格は適正か。		
(3) サービスの向上が図られるものであること。 ①利用者のニーズに合ったサービスの提供が行われ、サービスの向上が図られるか。 ②県のイベント開催時の協力的な対応が可能か。 ③広報活動の内容は、施設の利用促進につながる有効なものか。 ④自主事業としてイベントの開催計画は、施設の利用促進を含む栗林公園の活性化につながるものか。	× 5	2 5
(4) 応募者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ①応募者の実績 ②人的能力 (管理運営組織) ③物的能力 (経営基盤) ④応募者の安定性・信頼性 ⑤応募者の取組み姿勢 ⑥個人情報の適正な取扱いの確保 ⑦関係法令等の遵守や利用者の安全の確保	× 6	3 0
(5) 提案される負担金の額 ①県の財源への寄与度 原則として、応募者からの提案額アと最高提案額イにより評価する。 <計算式> 【申請者の点数】 = 15 × ア/イ ※最低提案応募価格=2,000,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む) ※端数が出る場合は、小数点以下第一位を四捨五入した値を点数とする	応募者からの提案額をもとに、 左記計算式により算出 (15点満点) (応募者からの提案負担金額が最低 提案応募価格を下回る場合は、失格)	1 5
合 計		

(4) 選定結果の通知等

- ① 審査の結果は、審査会後にすべての審査会参加者に文書で通知します。
- ② 管理者を決定したときは、次の事項について公表することがあります。
 - ・応募者数
 - ・管理者決定日
 - ・管理者名
 - ・管理者の総合評価得点

(5) 著作権の帰属等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、事務所は、審査結果の公表その他、県が必要と認めた場合には、提案書の内容を無償で使用することができるものとします。

また、提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

なお、応募の取下げがあった場合を除き、提出された書類は、返却しません。

9 管理者の決定

(1) 管理許可

管理者の決定を行ったときは、都市公園施設管理許可申請書を提出していただき、掬月亭等の管理許可を行います。

(2) 契約締結

管理者の決定後、細目について協議し、「栗林公園掬月亭・日暮亭の管理運営に関する契約」を締結します。

(3) 管理者の決定の取消し

管理者の決定後、管理許可や契約締結までに、次の事項のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして契約の締結に応じないとき。
- ② 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき。
- ③ 応募者の資格を失ったとき。
- ④ 経営状況の悪化等により、事業の遂行が確実でないと認められるとき。
- ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 問い合わせ先

香川県栗林公園観光事務所総務課

郵便番号 760-0073 香川県高松市栗林町一丁目 20 番 16 号

電 話 087-833-7411

F A X 087-833-7420

E-mail ritsurin@pref.kagawa.lg.jp